

○新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程

平成元年3月27日

訓令第4号

新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程(昭和45年新潟市訓令第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に定める漁業近代化資金(以下「資金」という。)の融資を行ったときにおいて、当該融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給を行うことを目的とする。

(平17訓令27・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規程で「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 水産加工業協同組合

2 この規程で「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業をあわせ行う漁業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業をあわせ行う水産加工業協同組合連合会
- (5) 農林中央金庫

(平9訓令8・平17訓令27・一部改正)

(利子補給を行う資金等)

第3条 利子補給を行う資金は、新潟県漁業近代化資金事務処理要領(昭和44年9月1日制定)、新潟県漁業近代化資金審査基準(昭和44年8月1日制定)、新潟県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(平成44年9月1日制定)及び新潟県漁業近代化資金融通要綱(平成17年4月1日制定)により漁業者等が融資機関から借り受けた資金とする。

- 2 前条第1項第1号から第5号に掲げる者に対して融資が行われた資金の利子補給率は、年1パーセント以内とする。
- 3 前条第1項第6号及び第7号に掲げる者に対して融資が行われた資金の利子補給率は、貸付実行額が法第2条第3項第1号イの額(以下「基準額」という。)以下の場合には、県の利子補給率と同率以内とし、貸付実行額が基準額を超える場合は、県の利子補給率の2分の1以内とする。ただし、上限を年1パーセントとする。

(平9訓令8・平17訓令27・一部改正)

(利子補給契約)

第4条 資金を融資することにより、市の利子補給を受けようとする融資機関は、あらかじめ市と利子補給の契約を結ばなければならない。

(平9訓令8・一部改正)

(利子補給の基準)

第5条 利子補給は、毎年1月1日から6月30日まで(以下「上半期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下半期」という。)の各期間ごとに行うものとする。

- 2 利子補給金の額は、前項の各期間における資金につき、承認年度別、資金の区分別及びこの規程による利子補給率別の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算して得た金額の合計額とする。
- 3 前項の融資平均残高及び利子補給金の計算において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、新潟市漁業近代化資金利子補給金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)、新潟市漁業近代化資金利子補給計算書(別記様式第2号)及び新潟市漁業近代化資金融資事業成績書(別記様式第3号)に、県の漁業近代化資金利子補給承認通知書及び漁業近代化資金貸付実行報告書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付申請及び実績報告は、上半期に係るものにあつては、7月20日までに、下半期に係るものにあつては、翌年の1月20日までに行わなければならない。

(平9訓令8・一部改正)

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付申請及び実績報告があつた場合において、その内容を調査し、適当であると認めるときは利子補給金の交付決定及び額の確定をし、適当でないと認めるときは利子補給金の不交付の決定をし、新潟市漁業近代化資金利子補給金交付決定書兼確定通知書(別記様式第4号)又は新潟市漁業近代化資金利子補給金不交付決定書(別記様式第5号)により当該融資機関に通知するものとする。

(漁業者等からの利子の差引徴収)

第8条 利子補給金の交付を受けた融資機関は、当該利子補給の対象となつた期間の資金について、融資を受けた漁業者等から利子を徴収するときは、貸付契約により当該期間分の利子として徴収できる額から、利子補給金として交付を受けた額を差し引いて徴収しなければならない。この場合において、すでに貸付契約により徴収できる額の利子を漁業者等から徴収しているときは、当該融資機関は、その利子補給金として交付を受けた額を、当該漁業者等に交付するものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は、すでに交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 漁業者等が、融資を受けた資金を目的以外の目的に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- (2) 融資を受けた資金が、法令又はこの規程の規定に適合しなくなつた場合
- (3) 偽りその他不正な手段により融資を受けた場合
- (4) 融資機関の責に帰すべき事由により、融資機関が、法令、この規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反した場合
- (5) 次条に規定する調査及び報告を正当な理由なく拒んだ場合

(調査及び報告)

第10条 市長は、予算執行の適正を期するため、必要があると認める場合は、資金の融資を行つた融資機関及び資金の融資を受けている漁業者等に対し、利子補給の対象となつた資金の内容、使用状況、第8条に規定する利子の差引徴収その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

2 融資機関は、新潟県知事から、資金の承認を受け、若しくは融資金額、貸付条件若しくは償還方法の変更の承認を受け、又は県の利子補給金の打ち切り等の処分を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、漁業近代化資金利子補給に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程の規定は、昭和64年1月1日以

後の資金に係る利子補給金について適用し、同日前の資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程の規定は、平成9年4月1日以後の資金の融資に係る利子補給金について適用し、同日前の資金の融資に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年訓令第27号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程の規定は、平成17年4月1日以降の融資に係る利子補給金について適用し、同日前の資金の融資に係る利子補給金については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

新潟市長 様

申請者 住 所
氏 名(名称・代表者)

新潟市漁業近代化資金利子補給金交付申請書
兼実績報告書

(年度 半期)

新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程第6条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請し、あわせて事業実績を報告します。

記

- 1 利子補給金 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 添付書
 - (1) 新潟市漁業近代化資金利子補給計算書
 - (2) 新潟市漁業近代化資金融資事業成績書
 - (3) 漁業近代化資金利子補給承認通知書の写し
 - (4) 漁業近代化資金貸付実行報告書の写し

別記様式第2号(第6条関係)

新潟市漁業近代化資金利子補給計算書

(年度 半期)

補給期間 年 月 日から

年 月 日まで

承認 年度	資金 の 区分	漁業 者等 の氏 名又 は名 称	貸付 年月 日	期首 残高	期間 中の 新規 貸付 額	期末 残高	期間中の融資移動額				利子 補給 対象 融資 残高	貸付期間			融資 平均 残高	利子 補給 率	利子 補給 金額	備 考
							繰上償還		約定償還			から	まで	左 の 日 数				
							月 / 日	金額	月 / 日	金額		月 / 日	月 / 日					

注 漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対して貸し付けた資金については、備考欄に県の利子補給率を記載すること。

新水第 号
年 月 日

殿

新潟市長

新潟市漁業近代化資金利子補給金交付決定書
兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあつた新潟市漁業近代化資金利子補給金については、新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程第 7 条の規定により、次のとおり交付を決定し、額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 利子補給金 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 交付の対象となる融資は、申請書兼実績報告書記載のとおりとする。
 - (2) 新潟市漁業近代化資金利子補給に関する規程を遵守すること。

別記様式第 5 号(第 7 条関係)

新水第 号
年 月 日

殿

新潟市長

新潟市漁業近代化資金利子補給金不交付決定書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあつた新潟市漁業近代化資金利子補給金については、下記の理由により不交付の決定をしたので通知します。

記

不交付決定の理由